

〔規定〕

第1条（元利金返済額等の自動支払）

- 借主は元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合は、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごとの増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しするうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第1条の2（分割借入の場合の入金実行前提条件等）

- 分割借入の場合、個別の分割借入日において、次の各号に定める条件のいずれかが充足されない状態となったときは、銀行は、分割借入金について、入金時期を延期し、入金額を減額し、または、入金を中止することができるものとします。
- 借主に対して第5条第1項各号または第2項各号に定める期限の利益喪失事由のいずれも生じていないこと
- 借主および連帯保証人が、第23条第1項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当する行為もしていないこと
- 第25条第1項および第2項に定める表明保証が真実であること
- 借主が本契約の各条項に違反しておらず、また、実行日以降において当該違反が生じるおそれのないこと
- 借主が、銀行から借入れを受ける権利について、本条第3項に反して第三者への譲渡、担保供与その他の処分を行っていないこと
- 本契約の全部または一部が民法第587条の2第2項前段に基づき解除されていないこと
- 借主が銀行に対して、銀行が貸付の可否を判断するために必要であるとして提出を求めた書類、資料その他一切の情報を全て提供していること
- 借主の資産、経営、財務状態その他の状態または将来予想に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しておらず、また、かかる事象が発生するおそれがないこと
- 貸付の実行に重大な悪影響を与えると銀行が判断する国内外の金融環境および市場環境に関する重大な変化が発生していないこと
- 分割借入の場合、借主が第5条または第23条第3項に定める期限の利益喪失事由に該当したときは、その時点までの未借入分については、契約が解除されたものとし、既借入分については当然に期限の利益を失い、直ちに返済するものとします。
- 分割借入の場合、借主は、銀行から借入れを受ける権利を第三者に対して譲渡、担保として供与その他の処分を行いません。

第2条（繰り上げ返済）

- 借主（連帯債務の場合は甲ならびに乙、または甲もしくは乙。以下同じ）が、この契約による債権を期限内に繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には、繰り上げ返済日の3営業日前までに銀行へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごとの増額返済の部分の未払利息または借入要項（利率の変更）に定める未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に表示された所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合は、前各項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 <p>①繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金</p> <p>②その期間中の半年ごとの増額返済元金</p>
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、最終期限を繰り上げます。ただし、変更後も借入要項に定める未払利息を生じる場合には、銀行は最終期限を繰り上げず返済額を変えない方法等によるものとします。	

また、変更後借入要項に定める未払利息を生じない場合には、最終期限を繰り上げず、毎月または半年ごとの返済額を減額することもできるものとします。

第3条（資金使途）

- 借入金は、原則として借主自ら居住するための適法な住宅の建築、購入、増改築または借主自ら居住する住宅のための土地購入資金およびそれらに関連する資金として、借入要項で定めた資金使途以外には使用しないものとします。
- 借主は、この借入にかかる住宅に借主またはその親族以外のものが居住する場合は、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。

第4条（担保）

- 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安が生じたとき、およびこの契約による債務の保証提携先（または保険者）が、支払を停止したとき、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき、その他信用状態に著しい変化があったときなど債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債務を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定し、もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
- この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分をうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
- 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむを得ない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第5条（期限内の全額返済義務）

- 借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人）について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 支払の停止、破産または民事再生手続開始の申立があったとき、あるいはこれらその他、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき。
- 弁護士等から借主について、破産申立、民事再生手続の申立等の受任通知を受理したとき。
- 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 借主または連帯保証人の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- 借主が行方不明となったことを銀行が知ったとき、または、銀行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったことを銀行が知ったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人、以下、各号において同じ）がこの契約による債務の履行を遅延したとき。
- 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を喪失したとき。
- 借主がこの規定に違反したとき。
- 銀行に対する借主の連帯保証人が第1項（ただし、第4号を除く）または本項各号の一つにでも該当したとき。
- 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第6条（銀行からの相殺、払戻充当）

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は相殺によらず、事前の通知および所定の手続を省略し、借主にかわり諸預金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
- 前各項により相殺または払戻充当を行う場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、割割で計算します。

第7条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺通知の到達の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第8条（債務の返済等にあてる順序）

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第9条（代り証書等の差し入れ）

借主が銀行に差し入れた証書その他の書類が、事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第10条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第11条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は借主が負担するものとします。

- 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
- 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用

第12条（諸費用の支払方法）

この契約に関し借主が負担すべき手数料、印紙代、事務取扱手数料、保証料その他一切の費用については、借入金額から差し引くか、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず銀行所定の日によらる費用相当額を返済用預金口座から払い戻しするうえ支払うものとします。

第13条（成年後見人等の届出）

- 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届けるものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届けるものとします。
- 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届けるものとします。

- 借主は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に銀行に届けるものとします。
- 借主は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって銀行に届けるものとします。
- 前4項の届け出の前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第14条（届出事項）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときには、借主および連帯保証人は直ちに銀行に書面で届けるものとします。
- 借主または連帯保証人が前項の届け出を怠る、あるいは借主または連帯保証人が銀行からの請求を受領しないなど借主もしくは連帯保証人の責めに帰すべき事由により、銀行が借主または連帯保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第15条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第16条（団体信用生命保険）

- 借主はこの契約による債務を担保するため、借主を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結することに同意します。なお、保険料はいずれも銀行の負担とします。
- 銀行が団体信用生命保険契約を締結するために借主の同意を要する必要があるときは、銀行の要求があり次第ただちに必要な書類を作成することに協力します。
- 保険金額は、この債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
- 借主、保証人および担保提供者は、この契約による債務の最終返済日前に借主に関する保険事故が発生したときは、遅滞なく銀行に通知し、その指示に従います。
- 借主に関する保険事故により受領した保険金については、次のとおりとします。ただし、借主、借主、保証人および担保提供者は、この保険契約に関し、告知義務違反その他の事由により保険金の支払いが取り消された場合には本項の返済を取り消されても異議ありません。

- 地銀協団体信用生命保険（地銀協、地銀協がん、地銀協ダブルサポート）の場合

銀行がその保険金を有効に受領したときは、この契約による債務の期限のいかにかわらず、この債務の弁済に充当されるものとし、この債務は当該受領分についてのみ消滅するものとします。
- 団体信用生命保険（富国生命保険）の場合

全国保証株式会社がその保険金を有効に受領したときはこの契約による債務の期限のいかにかわらず、全国保証株式会社は銀行に対して当該受領を担う相当額を弁済し、この債務は、当該受領分についてのみ消滅するものとします。
- 第5条および第23条に定めるほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 借主が本条第1項による同意を撤回し、または必要な書類を作成することに協力しないために保険契約が締結できないとき。
- 借主の団体信用生命保険約款違反、その他の借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかになったとき。
- 借主が次の各号の一つにでも該当したときは、第1項記載の各団体信用生命保険から当然に脱退するものとします。
 - この保険における保険事故が確定したとき。
 - この契約による債務を完済したとき。
 - 保険期間が満了したとき。
 - 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき。
 - 第5条および第23条により、期限の利益を喪失したとき。

第17条（失業信用費用保険）

借主を被保険者、銀行を保険契約者および保険金受取人とする失業信用費用保険に加入している場合において、銀行が損害保険会社から失業信用費用保険の保険金を受領したときは、以下のとおり取り扱うものとします。

- 保険金受取時点で、債務の返済に遅延が生じている場合

保険金を、元利金返済日の到来している約定返済額および遅延損害金（以下「返済日到来債務」という）のいずれかに充当するか、借主の返済用預金口座に入金するか等については、銀行が適当と認める方法により充当または入金等をするものとし、借主はその取り扱いについて異議を述べないものとします。なお、保険金が返済日到来債務の金額に満たない場合には、銀行は不足金額を第1条第2項に準じて返済用預金口座から払い戻しのうえ債務の返済にあてることができるものとします。
- 保険金受取時点で、債務の返済に遅延がない場合

保険金を、借主の返済用預金口座に入金するものとします。

第18条（債権譲渡）

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第19条（連帯保証）

- 連帯保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
- 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。

- 連帯保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合にはその保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が借主と銀行の取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。
- 連帯保証人（包括承継または債務引受によりその地位を取得した者を含む）から銀行に対して、民法458条の2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）の提供の請求があったときは、借主は、銀行が当該情報を連帯保証人に提供することに同意するものとします。

第20条（履行の請求の効力）

銀行が連帯保証人または連帯債務者（包括承継または債務引受によりこれらの地位を取得した者を含む）の一人に対して履行の請求をしたときは、借主（連帯債務の場合には、すべての借主）および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第21条（契約内容の変更）

- この規定の各条項は、法令の改正、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更することができるものとします。
- 前項の場合、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第22条（合意管轄）

この契約に関して訴訟その他の法的手続の必要が生じた場合、銀行本店または支店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（反社会的勢力の排除）

- 借主および連帯保証人は、借主または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊技能者暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および連帯保証人は、借主または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主および連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行から借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人）に対する請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

第24条（第三者弁済）

- 借主は、借主以外の者（ただし、弁済をするにつき正当な利益を有する者を除きます。）による銀行に対する弁済は、銀行が認めた場合に限りできるものとするにあらかじめ同意します。
- 借主は、借主以外の者が前項より銀行に対して弁済をする場合には、借主の意思に反しないものとして取り扱うことにあらかじめ同意します。

第25条（事業のために債務を負担する場合の特則）

- この契約に基づく借主の債務が事業のために負担するものである場合、借主は、次の事項につき、連帯保証人に対して真実・正確に情報提供および説明を行ったことを、銀行に対し表明・保証します。
 - 借主の財産および収支の状況
 - 借主が、この契約による債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - 借主が、この契約による債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- この契約に基づく借主の債務が事業のために負担するものである場合、連帯保証人は、借主から、次の事項につき、借主が銀行に提供した情報と同じ情報の提供を受けたことを表明・保証します。
 - 借主の財産および収支の状況
 - 借主が、この契約による債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - 借主が、この契約による債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 前2項の表明保証に誤りもしくは不正確であったことが判明した場合に、借主および連帯保証人は、銀行が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。ただし、連帯保証人は、銀行が被った損害、損失、費用等が自己の責めに帰すべき事由による場合に限り、その賠償または補償をするものとします。また、前項に誤りがありもしくは不正確であったことによって保証契約が取り消された場合には、借主は、新たな保証人を立てるものとします。
- この契約に基づく借主の債務が事業のために負担するものである場合、借主は、連帯保証人が保証債務を履行する意思表示をするために公正証書を作成したときは、かかる公正証書の作成に関する一切の費用を負担します。なお、銀行が負担した金額があるときは、借主は銀行に対して直ちにこれを支払います。

以上